6　生産統計改善専門官は、農林水産物の生産に関する統計（以下「生産統計」という。）の改善に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7・8　（略）

（総務・会計専門官）

第十八条　総務課に、総務・会計専門官一人を置く。

（削る。）

2　（略）

（国際政策室並びに国際連絡調整官、国際専門官、管理官及び総務・会計専門官）

第二十五条　総務課に、国際政策室並びに国際連絡調整官一人、国際専門官三人、管理官一人及び総務・会計専門官一人を置く。

2～5　（略）

（削る。）

6・7　（略）

（生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官）

第三十一条　総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官三人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。

2～10　（略）

（削る。）

11～13　（略）

（企画官及び生産専門官）

第三十八条　農業環境対策課に、企画官一人及び生産専門官二人を置く。

2・3　（略）

（畜産総合推進室並びに企画官、畜産専門官及び国際専門官）

第三十九条　総務課に、畜産総合推進室並びに企画官三人、畜産専門官一人及び国際専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　畜産専門官は、総務課の所掌事務に関し畜産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6　（略）

（畜産経営安定対策室及び畜産専門官）

第四十条　企画課に、畜産経営安定対策室及び畜産専門官四人を置く。

2～4　（略）

（新設）

6・7　（略）

（業務改革推進専門官及び総務・会計専門官）

第十八条　総務課に、業務改革推進専門官及び総務・会計専門官それぞれ一人を置く。

2　業務改革推進専門官は、消費・安全局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3　（略）

（国際政策室並びに国際連絡調整官、国際専門官、業務改革推進専門官、管理官及び総務・会計専門官）

第二十五条　総務課に、国際政策室並びに国際連絡調整官一人、国際専門官四人、業務改革推進専門官一人、管理官一人及び総務・会計専門官一人を置く。

2～5　（略）

6　業務改革推進専門官は、輸出・国際局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7・8　（略）

（生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官）

第三十一条　総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官三人、業務改革推進専門官一人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。

2～10　（略）

11　業務改革推進専門官は、農産局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12～14　（略）

（企画官及び生産専門官）

第三十八条　農業環境対策課に、企画官一人及び生産専門官三人を置く。

2・3　（略）

（畜産総合推進室並びに企画官、業務改革推進専門官及び国際専門官）

第三十九条　総務課に、畜産総合推進室並びに企画官三人、業務改革推進専門官一人及び国際専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　業務改革推進専門官は、畜産局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6　（略）

（畜産経営安定対策室及び畜産専門官）

第四十条　企画課に、畜産経営安定対策室及び畜産専門官五人を置く。

2～4　（略）